○三条市広告掲載取扱要綱

平成19年12月28日

告示第222号

（目的）

第１条　この要綱は、市が所有する公有財産、物品、印刷物等の資産（以下「市有資産」という。）を有効活用し、市の新たな財源を確保することにより、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市有資産に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「広告媒体」とは、次の市有資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

(1)　市の印刷物

(2)　市のホームページ

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が適当と認める市有資産

２　この要綱において「広告掲載」とは、民間企業等の広告を広告媒体に掲載し、又は掲出することをいう。

（広告の範囲）

第３条　次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしないものとする。

(1)　市有資産の目的及び公共性を損なうおそれのあるもの

(2)　法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(3)　公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(4)　人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(5)　政治性又は宗教性のあるもの

(6)　社会問題についての主義又は主張

(7)　個人の宣伝

(8)　美観風致を阻害するおそれのあるもの

(9)　内容又は責任の所在が不明確なもの

(10)　青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(11)　公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

(12)　前各号に掲げるもののほか、広告掲載をすることが適当でないと認められるもの

（広告の規格及び掲載位置）

第４条　広告の規格、掲載位置、広告料等は、広告媒体ごとに別に定める。

（広告の募集方法等）

第５条　広告の募集、選定等の方法は、広告媒体ごとに、その性質に応じて別に定める。

（広告の責任等）

第６条　広告の内容に関する一切の責任は、広告掲載をする者が負うものとする。

２　広告の作成経費は、広告掲載する者の負担とする。

（審査委員会の設置等）

第７条　広告掲載の適否について審査するため、広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

２　審査委員会の委員は、総務部長、政策推進課長、行政課長、財務課長、市民窓口課長、子育て支援課長及び市長が指名する者をもって組織する。

３　審査委員会に委員長を置き、総務部長をもって充てる。

４　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（審査委員会の会議）

第８条　審査委員会の会議は、広告掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

２　審査委員会の会議は、委員長が議長となる。

３　審査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

４　審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第９条　審査委員会の庶務は、総務部財務課において処理する。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成20年１月１日から施行する。ただし、次項の規定は、平成20年４月１日から施行する。

（三条市ホームページ広告掲載取扱要綱の廃止）

2　三条市ホームページ広告掲載取扱要綱（平成17年三条市告示第232号）は、廃止する。

附　則（平成20年３月第61号）

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月告示第76号）

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（令和２年２月告示第29号）

この要綱は、告示の日から施行する。